

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-220809(P2008-220809A)

【公開日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-038

【出願番号】特願2007-66441(P2007-66441)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月1日(2010.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

取付対象から遊技機前方への開放が可能とされ、前記取付対象に対して閉鎖状態にある場合に背面部が遊技機前方からの非露出状態となる遊技機本体と、

前記遊技機本体の前面側に設けられるとともに、該遊技機本体から遊技機前方への開放が可能とされ、前記遊技機本体に対して閉鎖状態にある場合に前記遊技機本体の前面部のうち少なくとも一部を非露出状態とする前面扉と

を備えた遊技機において、

線状体を引き出したり引き戻したりする線処理機及び当該線状体が連結される連結体を含んで構成されるロック装置における、前記線処理機又は連結体の一方が前記前面扉に設けられ、

前記前面扉及び前記遊技機本体がいずれも前記閉鎖状態にあり、かつ前記線処理機又は連結体の他方が前記前面扉よりも遊技機後方に配置されていて前記線処理機による線状体の引き出しが禁止された場合に、前記前面扉の開放が規制されるものであることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記線処理機又は連結体の一方は、前記前面扉の背面部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記前面扉は一方の端部が開放基端側とされるとともに他方の端部が開放先端側とされており、

前記線処理機又は連結体の一方は、前記前面扉の開放先端側に設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記前面扉は前記遊技機本体に対する閉鎖状態にて施解錠する施錠装置を備えるとともに、その施錠装置は前記前面扉の開放先端側に沿って配設されており、

前記線処理機又は連結体の一方は、前記施錠装置に固定されていることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

**【請求項 5】**

前記線処理機又は連結体の一方は、前記前面扉の角隅部位に配設されていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の遊技機。

**【請求項 6】**

前記前面扉には前記連結体が設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか一項に記載の遊技機。

**【請求項 7】**

前記連結体は、遊技機後方へ突出するとともに板面を左右に向けた板状に形成されることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の遊技機。

**【請求項 8】**

前記遊技機本体には、前記線状体が通される線通路部が形成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記載の遊技機。

**【請求項 9】**

前記線通路部は、前記前面扉に設けられた前記線処理機又は連結体の一方と対峙する位置に設けられていることを特徴とする請求項 8 に記載の遊技機。

**【請求項 10】**

前記前面扉には前記連結体が設けられており、該連結体は、前記線通路部を貫通して遊技機本体の後方へ突出するものであり、さらにその突出部位において前記線状体と連結されるものであることを特徴とする請求項 9 に記載の遊技機。

**【請求項 11】**

取付対象から遊技機前方への開放が可能とされ、前記取付対象に対して閉鎖状態にある場合に背面部が遊技機前方からの非露出状態となる遊技機本体と、

前記遊技機本体の前面側に設けられるとともに、該遊技機本体から遊技機前方への開放が可能とされ、前記遊技機本体に対して閉鎖状態にある場合に前記遊技機本体の前面部のうち少なくとも一部を非露出状態とする前面扉と、

前記取付対象に取り付けられ、前記遊技機本体及び前面扉を支持する外枠とを備えた遊技機において、

線状体を引き出したり引き戻したりする線処理機及び当該線状体が連結される連結体を含んで構成されるロック装置における、前記線処理機が前記前面扉に設けられるとともに連結体が前記外枠に設けられ、

前記前面扉及び前記遊技機本体がいずれも前記閉鎖状態にあり、かつ前記線処理機又は連結体の他方が前記前面扉よりも遊技機後方に配置されていて前記線処理機による線状体の引き出しが禁止された場合に、前記前面扉の開放が規制されるものであることを特徴とする遊技機。